

## 次期「県立高等学校活性化計画」について

現行の「県立高等学校活性化計画」は令和3年度末までを計画期間としていることから、今年度中に次期「県立高等学校活性化計画」を策定するため、高校教育を取り巻く環境の変化をふまえたこれからの県立高等学校の活性化について検討を進めているところです。

今回、次期計画骨子案の策定に向け、これまでの教育改革推進会議での審議等をふまえて、高校教育を取り巻く状況、県立高等学校活性化の基本的な考え方、基本的な考え方をふまえた今後の活性化取組、県立高等学校の規模と配置の基本的な考え方について次のとおり整理しました。

### 1 高校教育を取り巻く状況

#### (社会の変化)

- 人口減少や少子・高齢化、経済や社会のグローバル化、超スマート社会や人生100年時代の到来は、私たちの働き方をはじめ生活のさまざまな場面において大きな変化をもたらしつつあり、社会のあり方が劇的に変わることが予想される中で、これからの時代を生きていくために求められる力そのものが変化している。
- 新型コロナウイルス感染症が拡大する中で生徒の学びを継続するため、学校は家庭の協力を得ながらオンライン授業などに取り組んだ。こうした中、高等学校の学習機会や学力を保障するという役割だけでなく、生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという機能や教室内外の活動において他の生徒と学びあい、多様な考えに触れ、切磋琢磨することで社会性・人間性を育むといった機能の重要性が再確認された。
- 県内の中学校卒業者は年々減少を続けており、平成元年から令和3年を見ると、29,994人から15,777人と約47.4%の減となっている。全日制課程を置く県立高等学校の設置数は62校から54校へ8校の減少(12.9%減)にとどまる一方で、全日制課程を置く県立高等学校の学級数は485学級から271学級と約44.1%の減、1校あたりの平均学級数は7.8学級から5.0学級に減少している。今後も中学校卒業者の大幅な減少が見込まれることから、少子化の中での学校の規模や配置、学びのあり方を検討していく必要がある。

#### (教育的ニーズの多様化)

高等学校には、特別な支援を必要とする生徒、不登校の状況にある生徒、日本語指導が必要な生徒、経済的理由から修学が困難な生徒、義務教育段階の学び直しが必要な生徒など様々な背景を持つ生徒が在籍しており、その教育的ニーズは多様化している。

### (教育に係る動き)

- 令和4年度から年次進行で実施される新しい高等学校学習指導要領においては、これからの社会情勢の変化に対応できる資質・能力の育成に向け「何ができるようになるか」を意識した指導が必要とされ、資質・能力について、「生きて働く『知識・技能』の習得」、「未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』の育成」、「学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』の涵養」の三つの柱に整理されている。また、生徒一人ひとりに社会で求められる資質・能力を育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手を送り出していくことが重要であるとして、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めていくことが必要とされている。

### (高校生の意識)

- 高校生の意識に関する全国調査※によると、日本の高校生は諸外国の高校生と比べ、学校行事や部活動への参加意欲や社会問題を自分の生活に関わることと捉えている割合は高い一方で、生徒による自治活動、政治や社会への参加意欲は低い状況にある。また、日本の高校生の自己肯定感や自分自身への満足度も諸外国と比べて低い状況にある。

※ 「高校生の社会参加に関する意識調査」

(令和3年 独立行政法人国立青少年教育振興機構)

「高校生の生活と意識に関する調査」(平成27年 同上)

- 「21世紀出生児縦断調査」(平成29年 文部科学省・厚生労働省)によると、「将来就きたい仕事と関連しているから」、「授業内容に興味があった」など積極的な理由で進学する高校を決めた生徒の満足度は高い結果となっている一方で、高校生の学習意欲は中学校段階と比べて低下しているとともに、学校での学びや授業への満足度・理解度は学年が上がるにつれて低下している状況にある。
- 令和2年度に本県の県立高等学校1年生を対象に実施したアンケート(三重県教育委員会)では、高校入学前に高校に対して期待していたことは「将来必要となる資格や技能を身に付ける」や「大学などに進学するために必要となる学力を身に付ける」が多く、高校生活に満足している理由では「友人や先輩などと、よい人間関係がつくれている」、「楽しいと思える授業がある」が多い一方で、満足していない理由では「楽しいと思える授業が少ない」、「部活動が楽しくない」が多かった。また、地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがあると回答した生徒は全体の51.7%であり、そのうち、38.7%の生徒が地域の行事やボランティア活動など地域や社会をよくすることにつながる活動に実際に参加していると回答している。

### (選挙権年齢・成年年齢の引き下げ)

- 平成28年から選挙権年齢が18歳以上となり、令和4年度からは成年年齢が18歳に引き下げられる中、生徒が社会の形成者としての自覚を持ち、自立した大人として行動できるようにしていくことが求められている。

## 2 県立高等学校活性化の基本的な考え方

少子・高齢化のさらなる進行、グローバル化やデジタル化の進展等により、これまでの社会のシステムや人々の価値観も大きく変化することが見込まれる中で、こうした時代を生きていく子どもたちにとっては、変化を前向きにとらえ、課題と主体的に向き合いながら、自ら学び、考え、多様な人々との協働を通して、持続可能な社会の創り手となっていくことが求められる。

### (1) 自律した学習者を育てる学びの推進

- 自分の興味や関心、いま学んでいることと将来とのつながりを意識しながら、自己の生き方や進路について主体的に考え、行動していくことのできる力を育む学びの推進
- つまづきや失敗など困難な状況に際して、周りからの支援も得ながら、しなやかに対応していくことのできる力を育む学びの推進
- 基礎的・基本的な知識・技能等の習得を基礎としながら、教科横断的な視点から創造的・論理的に考えることのできる力を育む学びの推進
- 実社会で起きている出来事や問題、社会の変化に関心を持ち、新たなことを学び挑戦し、創造する意欲を高める学びの推進
- ICTをはじめとした先端技術を適切に理解し、積極的に活用する力を育む学びの推進

### (2) これからの社会の担い手となる力の育成

- 自他の生命を尊重する心や思いやりの心、規範意識などを身に付け、他者とともにより良く生きようとする態度の育成
- 自分の考えを持ち、他者の意見を受けとめ、課題解決に向け、協働してより良い方策を見出していくことのできる力の育成
- 異なる文化に対する理解や郷土への愛着、語学力やコミュニケーション能力など、世界にあっても地域にあっても活躍できる力の育成

### (3) 誰一人取り残さない教育の推進

- 特別な支援を必要とする生徒、不登校の状況にある生徒、日本語指導が必要な生徒、経済的困難な状況にある生徒、義務教育段階の学び直しが必要な生徒等が安心して学ぶことができる教育環境の整備や一人ひとりの状況に応じた教育の推進

### (4) 人口減少に対応した学びの推進

- 生徒の多様な学びのニーズに対応するとともに、これからの地域社会や産業を支える人材の育成に向けた普通科、専門学科、総合学科、定時制、通信制の改革
- 全ての県立高等学校に通う生徒に部活動や学校行事等も含めた教育活動の中で社会性・人間性を育むとともに、生徒の学習ニーズに対応した幅広い科目の開設や専門性が維持できる学校規模と配置の実現
- 小規模校の総括的検証をふまえた、地域の小規模校のあり方の検討

**(5) 子どもたちに必要な学びの実現に向けた教職員の資質向上と学校経営改善**

- 社会や学校教育を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、子どもたちから信頼され、子どもたちを自律的な学習者へと育てる伴走者としての教職員の資質向上
- 校長が地域や生徒の声を聞き、教職員と対話しながら、リーダーシップを発揮し、学校内外の人材を活用してさまざまな課題に対応していくことのできる学校マネジメントの推進と学びの変革に向けた不断のアップデートの実施

### 3 基本的な考え方をふまえた県立高等学校活性化の取組 ※資料6参照

#### (1) 各校において共通して推進する取組

##### ① 自ら学び、学びをとおして成長する生徒の育成

- 「総合的な探究の時間」を中核とした探究学習等、答えが一つではない問いに立ち向かい課題を解決する力を育む学びの推進
- キャリア教育プログラムに基づく取組等、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育むキャリア教育の推進
- AIドリルの活用やオンラインによる大学との授業連携等、ICTをツールとして活用する学びの推進

##### ② 実社会とつながり、人間らしく豊かに生きていくために必要な力の育成

- 生徒会主体の学校行事の実施や多様な性を認め合う態度の涵養等、社会性・人間性を育む教育の推進
- 教育活動全体を通じて推進する人権教育や主権者教育等、社会の一員としての自覚と責任を育む教育の推進
- 海外の学校等との協働研究や地元自治体との連携による課題解決型学習等、グローバル人材の育成につながる学びの推進

##### ③ 多様な生徒が安心して学べる教育の推進

- 通級による指導を行う高等学校の拡充の検討等、特別な支援を必要とする生徒への支援
- 教育相談体制の充実や一人ひとりに応じた学習支援方法の検討等、不登校の状況にある生徒への支援
- 母語による学習支援や進路相談等を行う外国人生徒支援専門員の配置、日本語で学ぶ力の育成等、日本語指導が必要な外国人生徒への支援
- 福祉等の関係機関と連携した支援等、経済的困難な状況にある生徒への支援
- 義務教育段階での学習内容の確実な定着につながる教育課程の編成等、義務教育段階の学び直しが必要な生徒への支援

##### ④ 自律した学習者を育む学びを实践する教職員の育成と運営体制の強化

- 全ての教科で探究的な学びを実現するための研修の推進等、社会の変化に応じながら自律的に学び続ける教職員の育成
- スクール・ミッション、スクール・ポリシーに基づく教育活動の実施、ICT環境の整備等、特色・魅力ある教育の実現に向けた学校経営と情報発信

#### (2) 各学科・課程において推進する取組 (○：現状と課題、□：方向性)

##### ① 普通科・普通科系専門学科

- 約6割の生徒が在籍する普通科・普通科系専門学科（以下「普通科等」という。）に学ぶ生徒の進路希望は、大学、短期大学、専修学校等への進学や就職等、多岐にわたっている。
- 生徒が、多様な選択肢の中から進路を決定する能力や態度を身につけることが求められている中、普通科等においても、専門的な知識、技能、能力や態度を育成することが必要である。

- 大学等高等教育機関への進学希望者が多い普通科等では、探究的な活動の成果報告会の開催、海外研修、各種コンテストへの参加、大学の研究室や企業における実務等の体験などをおして、グローバルな視野を持ちながら高い目標に向かって挑戦し、学び続ける意欲の向上に取り組む。
- 就職希望者が多い普通科等では、地域や企業等と連携した体験的な学習機会の設定等により、社会とのつながりを意識しながら学び、社会で活躍できる力を育めるよう、社会的・職業的自立に必要な能力や態度の育成に取り組む。

## ② 職業系専門学科

- 職業系専門学科（農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉）では、専門分野に関する基礎的・基本的な知識・技術の習得をはじめ、社会の発展を図る創造力や実践力といった資質能力の育成等の教育活動を行い、将来、地域社会で活躍する職業人の育成に取り組んでいる。
- 農業、製造業等の地域産業の根幹における後継者不足問題や、技術革新、産業構造の変化、グローバル化等社会の急激な変化にともない、職業系専門学科での修得が期待される資質能力が従来とは異なってきており、今後も変化し続けることが想定される。
- 地域産業の担い手や高い専門性を備えた職業人を育成するため、地元の自治体、高等教育機関、産業界等と連携して、企業における実習や専門家による技術指導、地域の資源を生かした商品開発等、実際の現場とよりつながった実践的な職業教育を推進する。

## ③ 総合学科

- 総合学科は、多様な開設科目の中から生徒が主体的に選択でき、興味・関心、進路希望等に応じた学習を可能とするとの特徴を生かした教育活動を展開している。
- 生徒や地域のニーズに応じた系列や開設科目の精査、個に応じたガイダンスの在り方について、継続的な見直しを行う必要がある。
- 生徒が目的を持って系統的に系列や科目を選択できるよう、「産業社会と人間」における効果的な指導の工夫やキャリアガイダンスの充実を図るとともに、各種資格取得に向けた学習を取り入れるなど、生徒の多様な能力・適性に応じた教育活動を推進する。
- 生徒が興味・関心に応じて科目選択できるよう、オンラインによって各学校での開設科目を共有しあえる仕組みを検討する。

## ④ 定時制課程・通信制課程

- 働きながら学ぶ生徒、他の高等学校等からの転・編入者、不登校経験者、日本語指導が必要な外国人生徒、発達障がい等特別な支援の必要な生徒、義務教育段階での学習内容の確実な定着を求める生徒等多様な生徒が在籍している。

- 多様な生徒が在籍していることから、生徒の実態や学習ニーズに応じた教育活動を一層進める必要がある。
- 生徒が安定した高校生活を送るとともに、将来に対する目的意識を持つことができるよう、地域の経済団体や関係機関等と連携し、生徒の状況や卒業後の進路希望等に応じた就労支援や就職指導等に取り組む。

## 4 県立高等学校の規模と配置について

### (1) 現行の活性化計画の取組

#### ① 望ましい学校規模

- 高等学校における社会性の育成や学習ニーズに応じた幅広い教科・科目の開設、学校行事や部活動の充実のため、1 学年 3 学級から 8 学級を望ましい学校規模とし、毎年度における県立高等学校募集定員の策定を行ってきた。
- こうした中、令和 3 年度時点では望ましい学校規模の上限を超える学校はなくなった一方で、下限を下回る 1 学年 2 学級以下の学校は、現行計画開始時である平成 29 年度の 5 校から令和 3 年度は 8 校（9 校舎）に増加した。

#### ② 小規模校活性化の取組と総括的な検証 ※資料 4 参照

1 学年 2 学級以下の学校（3 学級規模の学校も準ずる）においては、地域の担い手育成や若者の地域への定着などの地方創生の視点もふまえ、学校ごとの活性化協議会を設置し、学校と地域等が連携を密にし、一体となってお互いの役割を分担しながら、学校の魅力向上とこれに伴う入学者の増加をめざして、共に活性化に取り組んできた。

活性化の活動と成果は学校別協議会において毎年度検証を行うとともに、現計画最終年度の令和 3 年度に「活性化の取組」「生徒の進路実現」「入学者の状況」の項目について総括的な検証を行い、その後のあり方について検討することとしている。

##### (活性化の取組)

各学校では、地域住民、企業、行政の支援を得ながら、地域と高等学校の連携・協働体制が構築され、地域を学びの場とした学校独自の課題解決型学習が進んだ。また、課外活動では連携中学校や地域の企業等と地域活性化に資する活動に取り組む学校もある。学校が所在する地元市町からは、地域学習への支援をはじめ、町内バスの無料化、海外研修参加者への経済的支援、大学等への進学者への給付奨学金の設立等、様々な支援が実施されている。

##### (生徒の進路実現)

一人ひとりへの丁寧な指導により、継続的な学び直しの取組による基礎学力の定着や地域の支援を受けた補習等による大学進学の実現などの成果がみられたものの、地元企業への就職状況等に大きな変化はなかった。

##### (入学者の状況)

地元の中学校からの進学者の割合は維持されたものの、地域の中学校卒業者の大幅な減少の影響もあり、活性化期間前よりもむしろ状況は厳しく、令和 3 年度に定員を満たしている小規模校は 1 校のみであった。活性化期間前の平成 29 年度と令和 3 年度を比較すると、平成 29 年度の小規模校全体での入学者数（H29:786 人→R3:574 人）と定員に対する充足率（H29 約 89%→R3:約 77%）の双方とも低下しており、活性化の取組が志願者の増加にはつなげていない状況となっている。



### (今後について)

今後さらに地域の中学校卒業生数の減少が見込まれる中、これまでのような形で小規模校の学びを維持していくことは難しくなると考えられる。このため、地域全体の視点から子どもたちの学びのあり方を考え、地域と連携した学習などの小規模校が培ってきた学びを継承することも含め、今後の少子化の中でのより良い学習環境について検討していく必要がある。

### ③ 地域における専門教育の維持

- 中学校卒業生数が減少する中においても、職業系専門学科の学びの機会を確保するため、複数の学級規模のある小学科（工業学科の機械科、電気科など）の定数を減じてきた結果、多くの小学科が1学級規模となっている。さらに少子化が進んだ地域では、定員40人を下回る一学級35人もしくは30人の学級編成で対応している。

### (2) 中学校卒業生の減少と県立高等学校の小規模化の状況

- 平成元年以降の中学校卒業生の減に応じて、全日制県立高等学校の1校あたりの平均学級数は、7.8学級から5.0学級へと減少した。
- 今後の中学校卒業生数は、令和3年3月から令和8年3月の5年間で372人の減少、令和12年3月までの4年間で1,328人減少する見込みである。また、令和12年3月から令和18年3月までの6年間で、2,795人（出生者数）の減少する見込みであるため、県立高等学校の規模と配置については、10年以上先を見通して考えていく必要がある。

### (3) これまでの地域協議会等での意見

資料5参照

### (4) 今後の中学校卒業生の減少等を見据えた県立高等学校の規模と配置の考え方

- 高等学校は、小学校からはじまる初等中等教育の最後の教育機関として、これからの社会を生き抜いていくために必要な力を育み、社会や大学等につながっていくための準備を整えていく場であるとともに、これからの地域社会や産業を支え、新たな社会を牽引する人材を育成する役割を担っている。
- 生徒は高等学校において、自律した学習者として持続可能な社会を創っていくことのできる力を身に付けていくことが重要であり、そのためには、それぞれの県立高等学校において、生徒が幅広い開設科目のもとで自らの興味・関心や進路に応じて学び、集団の中で多様な考え方に触れ、切磋琢磨することを通じて人間性・社会性を育てていくことを可能とする規模を中学校卒業生が減少する中であっても確保していく必要がある。

- 本県ではこれまで、多くの県が1学年4学級から8学級を適正規模としている状況をふまえつつ、県土が南北に長く各地域の人口や交通の状況が異なる中でそれぞれの地域における県立高等学校の学びを確保するため、望ましい学級規模を1学年3学級から8学級としてきた。また、1学年2学級以下の学校及び3学級の学校においては学校の魅力向上とこれに伴う入学者の増加をめざして活性化に取り組んできたが、その多くにおいて、地域の中学校卒業生減少の影響もあり入学者数や定員充足率が活性化に取り組む前よりも低下する結果となっている。
- こうした中、今後の中学校卒業生のさらなる減少を見据えつつ、学校の適正規模を設定している道府県の4分の3程度が適正規模を4学級以上としていることもふまえ、1学年4学級から8学級を望ましい学校規模とする。
- 1学年2学級以下及び3学級規模の小規模校が所在する地域においては、小規模校の統廃合も含めた地域全体の高校の配置と学びの機会の確保について地域活性化協議会等で検討を進める。

**【参考】学校規模に係る全国的な状況**

学校規模に係る全国的な状況を見ると、39道府県において学校の適正規模について規定しており、そのうち、26道県が「4～8学級」を適正規模としている。また、29道県が適正規模の下限を4学級としている。

4～8学級：26道県

6～8学級：6府県

3～8学級：4県：三重県

4～6学級：2県

4学級以上：1県

規定なし：8都府県